

2011 (平成23) 年度
京都市多文化施策懇話会 報告書

京都市多文化施策懇話会
2012 (平成24) 年3月

目次

はじめに	1
I 京都市への提言	3
1. 地域での多文化交流の推進について	4
2. 外国籍市民等へ向けた情報提供の取組の推進について	6
3. 多文化共生等に関する市民意識調査について	8
4. 災害時における外国籍市民等への支援策について（中間提言）	10
II 資料	11
1. 2011（平成23）年度会議について	12
2. 提言と関連する「京都市国際化推進プラン」項目	15
3. 京都市の防災対策総点検 最終報告について	17
4. 2010（平成22）年度提言を受けての京都市の取組	19
5. 京都市の外国人登録者数	21
京都市多文化施策懇話会 委員	24
京都市多文化施策懇話会 設置要綱	25

はじめに

「京都市多文化施策懇話会」は、外国籍市民、外国にルーツのある市民など、多様な国籍や文化的背景をもつ市民がいきいきと活躍できる多文化共生社会の実現のため、京都市の取組について議論するための懇話会です。前身の「京都市外国籍市民施策懇話会」を引き継ぎ、2010（平成22）年度に設置されました。

2011（平成23）年度には「多文化共生の地域づくり」をテーマに計4回の会議を実施し、委員同士が互いに自らの経験や取組等を通じて学び合いながら、京都市の多文化共生に関する現状や課題について話し合いました。

昨年3月11日に発生した東日本大震災には、国籍を問わず日本に住むすべての人々が大きな衝撃を受け、そこから多くの課題と教訓が得られました。事態の緊急性と重大性に鑑みて、本懇話会では外国籍市民等の防災に係る中間提言を2011（平成23）年7月27日付けで提出し、京都市の防災対策に活かしていただきました。

本報告書で掲げている提言はいずれも、多文化共生の地域づくりを進める上で、外国籍等の市民だけでなく、すべての京都市民に関わるものです。京都市がこの提言を活かして、外国籍市民等が暮らしやすく、活躍できるまちづくりを進め、多文化が息づく活気あふれるまちの実現に努めることを心から期待します。

2012（平成24）年3月

京都市多文化施策懇話会委員

小川伸彦（座長）、奥山イク子、神崎清一、金光敏、金洋子、重野亜久里、

シピチコ・ウリヤナ、白川喜一、陳正雄、十倉良一、水鳥ソフィー、吉村三和

I きょう と し 京都市ていげんへの提言

1. 地域での多文化交流の推進について

【提 言】

- 1-1: 外国籍や外国にルーツのある市民（以下、外国籍市民等とする※）が地域社会の担い手として活躍することができるよう、地域に根ざした多文化交流を促進する取組を進めること。
- 1-2: 多文化共生の活動に取り組んでいる様々な団体・グループや外国籍市民等のコミュニティが、地域との交流を深め、より多くの参加者を得て、活動のすそ野を広げることを促す取組を進めること。

【現状・課題】

- 地域社会において、ともすれば外国籍等の市民は社会的弱者であり、支援されるべき対象とのみ考えられがちです。しかし多文化共生のまちづくりを進めるためには、地域住民が「支援する側」と「支援される側」に分けられるのではなく、すべての市民が協働して地域づくりに参加することが求められます。外国籍等の市民もまちづくりに参画する地域社会の担い手であり、地域の一員として活躍することを望んでいる方がたくさんおられます。外国籍等の市民に地域での防災の取組や区民まつり、運動会等の催しに参加してもらったり、町内会や自治会等の仕組みを理解し、参加してもらったりといった、地域に根ざした取組を進めることが求められます。こうした取組が進めば、外国籍等の市民も自らの住む地域への愛着を一層深め、地域社会へより貢献できるようになるとともに、地域コミュニティの活性化にもつながるはずです。

- 現在、京都市内では様々な多文化共生の活動が行われています。多文化交流の催しや外国籍等の市民を支援する活動、日本語教室など、その内容は多岐に渡っ

ています。また、京都市内には、留学生同士のネットワークや同じ出身国の方々のグループ、宗教的な集まりなど、外国籍市民等のコミュニティが存在します。なかには、地域から参加するボランティアが少ない、スタッフが高齢化しているなど、活動の担い手の確保や育成が課題となっている団体もあります。こういった様々なグループ・団体等と地域との交流・連携を促進するとともに、地域住民のボランティア参加を募り、今後の活動の担い手を育成する取組が求められています。

※ 多文化共生の取組は、外国籍の方だけでなく、日本国籍を取得した方や、日本人との国際結婚で生まれた子供など、外国にルーツのある日本国籍の方にも関るものです。京都市では、こういった外国籍や外国にルーツのある市民を「外国籍市民等」と表記しています。

2. 外国籍市民等へ向けた情報提供の取組の推進について

【提 言】

2-1: 東日本大震災を受けて、多言語での情報提供を一層進めるとともに、情報に実際に必要としている外国籍市民等に的確に届ける工夫にも力を入れること。

2-2: 地域における情報提供の推進に取り組むこと。提供された情報が十分に活用されるよう、行政と民間、NPOとの連携を進めること。

【現状・課題】

- 本懇話会では、東日本大震災の発生を受けて中間提言「災害時における外国籍市民等への支援策について」を提出しました（10ページに掲載）。京都市防災会議が設置した「京都市防災対策総点検委員会」（※）の最終報告では、この中間提言を受けて、今後取り組むべき事業として、外国籍市民等への情報提供の充実等が挙げられました。行政が多言語で情報発信を行うに際しては、防災情報、生活情報、教育、福祉等に係る情報、イベント情報などの情報の種類、紙媒体やインターネットなどの情報発信の手段に応じて、きめ細かな情報提供を行うことが求められます。また、情報を発信するだけでなく、その情報を必要としている人にきちんと届け、行き渡るような工夫も必要です。

さらに、現在の京都市ホームページの外国語版を形式・内容ともに充実させるため、他の自治体や海外の諸都市の取組事例も参考にしながら改善をすすめることが必要です。また、その改善の状況を継続的に点検するしくみづくりを行うことが求められます。

- 日々発信・提供される情報は、市や区単位での情報から自治会や町内会等地域レ

ベルでの情報まで様々です。こうした多様な情報が外国籍等の市民にもきちんと行き届くよう、多言語化をはじめとする取組によって「言葉の壁」を低くするとともに、情報伝達をサポートする活動や取組が大切です。地域でのゴミの出し方などをはじめとする、基本的な生活情報や地域のルールなどが外国籍等の市民に十分届いていないことが、誤解やトラブルの原因につながることもあります。たとえば回覧板の文章をできるだけ平易な日本語で書いたり、ルビを振ったりといった工夫があると、誰にとっても分かりやすく、より効果的に情報を届けることができます。また、情報を的確に届け、実際に活かしていくうえで、行政単独での活動には限界があります。外国籍市民等に係る民間団体やNPOとの連携を一層進めることで、より効果的な情報提供に努めることが求められます。

※「京都市防災対策総点検委員会」について

東日本大震災の発生を受けて、2011（平成23）年5月に発足。京都市のこれまでの防災対策の現状を把握するとともに、課題や問題点を明らかにし、今後取り組むべき方向性について検討を行いました。同年12月に提出された「最終報告」では、今後取り組むべき事業として、外国籍市民等へ情報が迅速・的確に届く仕組みを充実させることや、災害時の避難所の開設・運営に際し外国籍市民等へ対応するため、京都市国際交流協会や外国人支援団体、NPO、ボランティア団体等との連携を推進することが挙げられました。

この「京都市防災対策総点検最終報告」は、下記にてお読みいただけます。

http://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000104/104461/last_report.pdf

<http://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000117137.html> (概略版)

3. 多文化共生等に関する市民意識調査について

【提 言】

現在、市民が多文化共生や国際交流について、どのような意識や考えを抱いているか調査すること。調査に際しては、日本国籍、外国籍を問わず、幅広い市民の意見を聴取すること。調査した結果を、今後の多文化共生施策推進の参考にしていくこと。

【現状・課題】

京都市では、これまでに3回、外国籍市民に対する意識調査を実施しています（※1）が、日本籍市民を対象とした、外国籍市民や多文化共生についての意識調査は1996（平成8）年を最後に行われていません（※2）。前回の意識調査から約15年を経て、市民の多文化共生や国際交流についての意識は変化していると考えられます。

近年、国際結婚や海外からの就労等により、日系外国人や留学生等ニューカマーの外国籍市民が大幅に増加しています（※3）。また、海外からの観光客や留学生の数は年々増加しており、市民に身近なところで確実に国際化は進んでいます。日本の社会、経済情勢や国際情勢が大きく変化するなかで、今後、日本はますます多国籍、多文化社会となることが予測されます。

ただし、ひとくちに「国際化」といってもその内容は多岐に渡ります。さまざまな国籍や文化的背景をもつ市民同士の暮らしの中でのふれあいや、海外からの観光客および留学生との交流など、そのあり方は多様です。国籍や文化の面でさまざまな背景をもった市民同士は、どのように大学・企業・地域等において共生していくべきか。そのなかで、京都市国際交流会館やボランティア、NPO等の市民団体、そして地域の団体はどのように関わっていくべきか。多文化共生や国際交流についての現状把握および課題解決に向けて、市民の意識や考えを把握するための意識調査を行うことが求められます。

また、調査に当たっては、日本国籍、外国籍を問わず市民全般を対象とし、その調査結

果を多文化が息づくまちづくりに活かしていくことが重要です。

※1 外国籍市民に対する意識調査

京都市在住韓国・朝鮮人生活史意識調査（1995（平成7）年度実施）

：面接により生活史及び意識調査を実施した。

京都市在住外国人意識・実態調査（1996（平成8）年度実施）

：郵送調査により、地域との関わり、各種行政サービス、日本社会での差別や偏見等についてアンケート調査を実施した。

外国籍市民意識・実態調査（2007（平成19）年度実施）

：郵送調査により、地域との関わり、各種行政サービス、日本社会での差別や偏見等についてアンケート調査を実施した。

※2 日本籍市民に対する意識調査

市政モニター『国際化とともに生きる社会をめざして』（1996（平成8）年度実施）

：郵送調査により、国際化や外国籍市民にとって望ましい施策等について質問し、「内なる国際化」についての日本籍市民の意識調査を行った。

※3 京都市の外国人登録者数について

京都市の外国人登録者数は、この15年間ほぼ横ばいです。しかしその内訳を見てみ

ると、韓国・朝鮮籍の方（そのうち多くは第二次世界大戦以前から日本に住んでいた方及びその子孫である「特別永住者」の方です）の割合が大幅に低下しています。代わっ

て、中国籍やフィリピン籍の方々の割合が増加しています。

（詳細は23ページ「京都市における外国人登録者数の推移」参照）

ねん がつ にち
2011年7月27日
きょう と し ちょう
京都市長
かどかわだいさく
門川大作 様

きょうと し たぶん か し さくこん わ かい
京都市多文化施策懇話会
ざ ちょう お がわ のぶ ひこ
座長 小川伸彦

さいがい じ がいこくせきし みんとう し えんさく
災害時における外国籍市民等への支援策について
ちゅうかんていげん
(中間提言)

たび み ぞう ひ がい ひがし にほんだいしんさい はっせい う ほんねん がつ にち
この度、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生を受けて、本年6月29日
かいさい へいせい ねん ど だい かいかい ぎ しんさいまえ あと にほんこくない きょうと し ない
に開催した平成23年度第1回会議では、震災前と後での日本国内、京都市内におけ
りゅうがくせい じょうきょう へん か がいこくせきし みんとう む ぼうさい とりくみ じょうほうていきょうとう い
る留学生の状況の変化や外国籍市民等へ向けた防災の取組、情報提供等について、委
いんかん いけん か
員間で意見を交わしました。

こと ば かべ げんいん さいがいじゃくしゃ がいこくせきとう し みん ち いき ひ
言葉の壁などが原因で災害弱者となりやすい外国籍等の市民も、地域のなかで日ご
そな じゅうじつ さいがい じ し えんかつどう さん か きょうりよく
ろの備えを充実させれば、災害時の支援活動に参加、協力することもできるはずです。

ほんこん わ かい かい ぎ だ いけんとう ほうこくしょ ねん どまつ ていしゅう よ
本懇話会では、会議で出された意見等を報告書としてまとめ、年度末に提出する予
てい がいこくせきし みんとう がいこくじんかんこうきやく たいしゅう ぼうさい し さく そうきゅう みなお
定ですが、外国籍市民等および外国人観光客を対象とする防災施策の早急な見直しや
きょう か じゅうようせい かんが い か ちゅうかんていげん
強化の重要性を鑑みて、以下のとおり中間提言いたします。

1. ひがし にほんだいしんさい あき か だい きょうくん なに さまざま そくめん そう
東日本大震災で明らかになった課題・教訓が何であるのかを、様々な側面から早
きゅう かくにん
急に確認すること。
2. じょうき けつ か て し きょうと し こくさいこうりゅうきょうかい きぞん とりくみ そうてんけん
上記1の結果に照らして市および京都市国際交流協会による既存の取組を総点検
きょう か じあん しんき と く じあん かくにん じんそく かいぜん
し、強化すべき事案や新規に取り組みべき事案を確認したうえで、迅速な改善に
ちやくしゅ
着手すること。
3. ひがし にほんだいしんさい い こう がいこくせきし みんとう ぼうさい い しき たか じ き のが
東日本大震災以降、外国籍市民等の防災意識は高まりつつある。この時期を逃さず、
ぐ たいてき ぼうさいこうどう じっせん うなが とりくみ し きょうと し こくさいこうりゅうきょうかい がいこくせきし
具体的な防災行動の実践を促す取組を、市および京都市国際交流協会が外国籍市
みんとう きょうどう すす
民等とも協働して進めること。

II しりょう 資料

1. 2011 (平成23) 年度会議について

2011 (平成23) 年度には、「多文化共生の地域づくり」をテーマに4回の会議を開催しました。会議ごとに担当委員がこれまで関わってきた多文化共生についての取組などを報告し、議論しました。

第1回会議

日時：2011 (平成23) 年6月29日 (水)

場所：京都市国際交流会館

議題：新規に来日した外国籍市民等について

報告：東日本大震災前後の留学生の現状と今後 (担当：神崎清一委員)

京都市の留学生について (担当：シピチコ・ウリヤナ委員)

※ 京都市内で活動しているフィリピン人コミュニティの方々をお招きし、情

報・意見交換を行いました。

第2回会議

日時：2011 (平成23) 年9月27日 (火)

場所：京都市国際交流会館

議題：支えあうコミュニティ

報告：中国帰国者支援活動について (担当：奥山イク子委員)

京都市内で生活する中国籍、もしくは中国にルーツのある市民について

(担当：陳正雄委員)

第3回会議

日時：2011 (平成23) 年11月9日 (水)

場所：京都市役所

ぎ だい たぶん かきょうせい ちいき
議 題：多文化共生の地域づくり

ほう こく たぶん かきょうせい ちいき たんとう しらかわ きいち いん
報 告：多文化共生の地域づくり（担当：白川喜一委員）

ほうどう み たぶん かきょうせい かだい たんとう とくらはよしかず いん
報道から見た多文化共生の課題（担当：十倉良一委員）

だい かいかい ぎ 第4回会議

にち じ へいせい ねん がつ か きん
日 時：2012（平成24）年1月20日（金）

ば しょ きょう と し こくさいこうりゅうかいかん
場 所：京都市国際交流会館

ぎ だい たぶん かきょうせい ちいき
議 題：多文化共生の地域づくり

へいせい ねん どていげん
2011（平成23）年度提言について

ほう こく たぶん か しさく い かた ちいき じょうほうはっしん
報 告：多文化施策の活かし方：地域づくりにつながる情報発信

たんとう おがわのぶひこ ざちよう
（担当：小川伸彦座長）

かい ぎ おも いけん ていげん はんえい のぞ 会議での主な意見（提言に反映されたものを除く）

1. 地域の催しや交流会など、生活に身近なところで国籍や文化的背景の違いを乗り越え、互いを認め合う多文化共生の大切さを市民に学んでもらうことが重要である。
2. 海外から京都市に来られる方の多くは留学生や観光客だが、今後、労働者や技術者・研究者として来日する外国籍市民も、ますます増えることが予測される。よって、外国籍市民の置かれているさまざまな状況に目を向けることが大切である。
3. 外国籍等の児童のなかには、海外で生まれ育って日本に移住してきた子供もいれば、日本で生まれ育った子供もいる。こういった多様な文化的背景をもつ児童が交流する機会が増えると良い。
4. 日本語能力の十分でない保護者へ向けた、子供の教育や進路についての学習プログラムがあると良い。
5. 東日本大震災の影響で、日本への留学希望者が減少している。日本、そして京都が安心・安全であるというPRをしていくことが大切である。

こん わ かい はっこう
懇話会ニュースレターの発行

かい ぎ ないよう ひろ し じん かた し
会議の内容を広く市民の方に知っていただくため、ニュースレター No. 4～6を
はっこう かくく やくしよとう せつ ち はい ふ へんしゅう はっこう きょうと し た ぶん か し ざく こん わ かい
発行し、各区役所等に設置・配布しました（編集／発行：京都市多文化施策懇話会
じ む きょく きょうと し そうごう き かく きょく こくさい か すいしんしつ へいせい ねん ど えい ご ばん
事務局（京都市総合企画局国際化推進室）。2011（平成23）年度から、英語版
はっこう かい し
ニュースレターの発行を開始しました。

おも ないよう へいせい ねん がつ にちはっこう
○ニュースレター No. 4の主な内容：2011（平成23）年9月30日発行
だい かい かい ぎ ないようしやうかい へいせい ねん ど ほうこくしよ ていしゆつ
第1回会議の内容紹介、2010（平成22）年度報告書の提出について、フィリ
じん かたがた い けんこうかん きょうと し りゅうがくせい し ざく
ピン人コミュニティの方々との意見交換について、京都市の留学生施策について

おも ないよう へいせい ねん がつ にちはっこう
○ニュースレター No. 5の主な内容：2012（平成24）年1月31日発行
だい かい かい ぎ ないようしやうかい きょうと し こくさいこうりゅうかいかん にほんごきょうしつ しやうかい きょうと おぐりすに
第2回会議の内容紹介、京都市国際交流会館の日本語教室の紹介、京都小栗栖日
ほんごきょうしつ しやうかい ぼうさい こん わ かい ちゅうかんでいげん
本語教室の紹介、防災についての懇話会からの中間提言について

おも ないよう へいせい ねん がつ にちはっこう よてい
○ニュースレター No. 6の主な内容：2012（平成24）年3月31日発行予定
だい かい かい ぎ だい かい かい ぎ ないようしやうかい きょうと し ちいき た ぶん か こうりゅう
第3回会議・第4回会議の内容紹介、京都市地域・多文化交流ネットワークサロ
ん しょうかい あたら ざいりゅうかん りせい ど
ンの紹介、新しい在留管理制度について

※ ニュースレターを御希望の方は、下記までお問合せください。ホームページか
らん
らもご覧になれます。

きょうと し そうごう き かく きょく こくさい か すいしんしつ
京都市総合企画局国際化推進室

TEL 075-222-3072 FAX 075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.jp

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000087864.html>

2. 提言と関連する「京都市国際化推進プラン」項目

京都市は2008（平成20）年12月に「京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して～」を策定しました。このなかで京都市は、「多文化が息づくまち」を目指し、外国籍市民等が暮らしやすく、活躍できるまちづくりを推進することを掲げています。

国際化推進プランの推進項目の中には、今回の諸提言と関連するものも少なくありません。各提言はこのプランの一環としても現実化するものといえるでしょう。

以下、各提言と関りの深いプラン推進項目を掲げます。なお、すべての関連項目を網羅したものではないことにご留意ください。

※ 括弧内は推進項目の番号です

提言1. 「地域での多文化交流の促進について」と関連する「推進プラン」項目

- ・「地域での交流機会の促進」（3－(3)－ア②）
- ・「(留学生や就学生等と)市民との交流機会の提供」（3－(2)－エ③）など

提言2. 「外国籍市民等へ向けた情報提供の取組の推進について」と関連する「推進プラン」項目

- ・「新規転入者に対する情報提供の充実」（3－(1)－ア①）
- ・「相談事業の充実」（3－(1)－ア②）
- ・「行政情報・生活情報の多言語化、情報提供方法の多様化の推進」（3－(1)－ア③）
- ・「医療情報の積極的な提供」（3－(2)－イ③）
- ・「医療通訳派遣事業の充実」（3－(2)－イ④）
- ・「市民、民間団体等との協働」（4－1）など

提言3 「多文化共生等に関する市民意識調査について」と関連する「推進プラン」項目

- ・「多文化を尊重する市民意識の醸成」（3－(3)－イ②）など

ちゅうかんていげん さいがい じ がいこくせき し みんとう し えんさく かんれん すいしん
中間提言「災害時における外国籍市民等への支援策について」と関連する「推進
プラン」項目

ぼうさいたいさく じゅうじつ
・「防災対策の充実」(3 - (1)- ウ) など

※ 「京都市国際化推進プラン」を御希望の方は、下記までお問合せください。ホー
ムページからもご覧になれます。

きょうと し そうごう き かくきょくこくさい か すいしんしつ
京都市総合企画局国際化推進室

TEL 075-222-3072 FAX 075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.jp

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000074488.html>

3. 京都市の防災対策総点検 最終報告について

東日本大震災の発生を受けて、2011（平成23）年5月、京都市防災会議の中に京都市防災対策総点検委員会が発足し、京都市のこれまでの防災対策の現状を把握するとともに、課題や問題点を明らかにし、今後取り組むべき方向性について検討を行いました。

委員会では、本懇話会から提出された中間提言「災害時における外国籍市民等への支援策について」が取り上げられ、2011（平成23）年12月に提出された「京都市の防災対策総点検 最終報告」では、今後取り組むべき事業として、外国籍市民等へ向けた様々な防災の取組が挙げられました。

「京都市の防災対策総点検 最終報告」で今後取り組むべき事業として挙げられた、外国籍市民等へ向けた取組

○課題領域Ⅰ「ひと」避難所の開設・運営

- ・外国籍市民等への対応のための関係団体等との連携推進

外国籍市民等への対応としては、多言語（最低限英語）や平易な日本語による意思疎通が重要である。このため、現在、財団法人京都市国際交流協会において、災害時の通訳ボランティア登録、避難所・宿泊訓練や多言語支援センターの設置訓練、多言語の防災パンフレット発行等を行っているが、今後も財団法人京都市国際交流協会や外国人支援団体、NPO、ボランティア団体等との連携が重要である。

○課題領域Ⅱ「情報・手段」情報

- ・外国籍市民等へ情報が迅速・的確に届く仕組みの充実

外国籍市民等には、多言語（最低限英語）や平易な日本語による災害関係情報の発信が重要であるほか、こうした情報が外国籍市民等にきちんと到達し、理解されているかなどに関する検証等を行い、情報がより迅速・的確に届くよ

うな^{し く}仕組み^{ひつよう}づくり^{げんざい}が必要^{た げん こ}である。現在^{じょうほうはっしんとう}、ラジオによる^{た げん こ}多言語^{じょうほうはっしんとう}での情報^{た げん こ}発信^{じょうほうはっしんとう}等^{じょうほうはっしんとう}が
行^{おこな}われているが、災害^{さいがいじ}時^{さいがいじ}における^{ひ さいしや し えん かん}被災^{ひ さいしや し えん かん}者^{ひ さいしや し えん かん}支援^{ひ さいしや し えん かん}に関する^{くに}国^{くに}レベル^{しよせい ど}の諸^{しよせい ど}制度^{しよせい ど}の周^{しう ち}知^{しよせい ど}
も^{ふく}含^{ふく}め、こ^{とりくみ}うした^{じゅうじつ}取^{とりくみ}組^{じゅうじつ}を充^{ひつよう}実^{ひつよう}させ^{ひつよう}てい^{ひつよう}く^{ひつよう}必^{ひつよう}要^{ひつよう}が^{ひつよう}あ^{ひつよう}る。

4. 2010（平成22）年度提言を受けての京都市の取組について

昨年（2010（平成22）年度）の本懇話会からの提言を受けて、京都市では下記のとおり新たな事業への着手や既存事業の拡大など、様々な取組が進められています。

【提言1】多文化共生保育・教育について

1-1：就学前の子どもが保育所・幼稚園での生活の中で多文化を体験し、自分とは異なる文化を持った人に親しみを持つことができるような取組を進める。また、こういった取組が一層広がるよう、保育・教育関係者をはじめ多くの人に、現在おこなわれている多文化の取組について知ってもらう機会を増やしてゆく。

1-2：多様な国籍やルーツをもつ児童・生徒が、共に学び、お互いの理解を深めるとともに、市民が児童・生徒の多様性について知ることでできる仕組みづくりを進める。

【2011（平成23）年度の取組】

○「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」の取組の拡大

2010（平成22）年度から、市内に在住する外国籍等の市民を各種団体や地域、学校の催しなどに派遣し、講演や文化紹介を行っていただく「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」を実施。2011（平成23）年度には、市内の保育所や幼稚園において同事業が活用され、児童が多文化に触れ合う機会を提供した。さらに市営保育所職員向けの研修においても同事業が活用され、海外の子育て事情などを具体的に学ぶ場が設けられた。

【提言2】多言語で分かりやすい情報提供について

2-1：日本語能力が十分でない市民が必要な情報をスムーズに入手できるよう、行政サービスについて情報提供する際に、多言語でより分かりやすいものにするよう取り組む。

2-2：京都市が実施している通訳事業について、より広く市民に知ってもらうよう努めるとともに、こういった行政の施策と、民間の関係機関の取組とが互いに連携し、より有効に機能するよう工夫する。

【2011（平成23）年度の取組】

○行政情報多言語化マニュアルの作成

京都市の各部局が行政情報を多言語化する際に参考とするための、用語集や資料作成の方法等を記載したマニュアルを作成し、多言語での行政情報の発信を推進する。

○「外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」の実施時間延長

2004（平成16）年度から、日本語能力の不十分な市民が行政窓口で意思疎通が図れない

ばあい ぎょうせい りょう てつぎとう といあわ ばあい きょうとし ぎょうせい かん
い場合や、行政サービスの利用・手続等について問合せたい場合に、京都市の行政に関する
ちしき ゆう えいご ちゅうごくご はな もの でんわ つうやく そうだん おこな りょうじつせき ぞうか
知識を有し、英語や中国語が話せる者が、電話で通訳・相談を行っている。利用実績が増加し
ていなか、つうやく そうだん ひつよう しみん こた へいせい ねんど
通訳・相談を必要とする市民のニーズに応えるため、2011（平成23）年度か
たいおうじかん えんちよう じっし
ら対応時間を延長して実施している。

【提 言3】外国籍市民等に関する行政と民間との協働について

がいこくせき がいこく しみん かわ ぎょうせい みんかんだんたい おな かだい とりく
3-1：外国籍や外国にルーツのある市民に関する行政と民間団体とが、同じ課題に取り組むため、
じょうほうきょうゆう そうごりかい すず
情報共有と相互理解を進める。

がいこくせきとう しみん えんかつ しさく てきよう ていきよう ぎょうせいしよくいん
3-2：外国籍等の市民に円滑に施策を適用し、サービスを提供するため、行政職員がこういっ
しみん まな りかい ふか けんしゅうとう きかい じゅうじつ
た市民について学び、理解を深めるための研修等の機会をより充実させる。

【2011（平成23）年度の取組】

○「京都市地域外国人コミュニティ基礎調査」の実施

きょうとし ちいきがいかくじん きそちようさ じっし
きょうとし こくさいこうりゅうきょうかい ちゅうしん きょうと ふ し がけんない がいこくせき しみんとう しえん
京都市国際交流協会が中心となり、京都府・滋賀県内の外国籍市民等への支援やサービスを
おこな だんたい がいこくじん しえん とう きょうどう じぎょう きょう
行う団体のネットワークである「きょうと外国人支援ネットワーク」等との協働事業として、京
と ちいき がいこくせき がいこく しみん ちようさ じっし こんご ぎょうせい
都地域の外国籍や外国にルーツのある市民のコミュニティについて調査を実施し、今後の行政、
みんかんそうほう かつどう へいせい ねんど ねん じっしよてい
民間双方の活動に活かしていく。（2011（平成23）年度から3ヵ年で実施予定）

○外国籍等の市民について理解を深めるための職員研修の充実

きょうとし こくさいぶん か しみんこうりゅうそくしん じぎょう ぜんじゅう かつよう きょうと しよくいん がいこくせきとう し
「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」（前述）を活用し、京都市職員が外国籍等の市
みん まな りかい ふか けんしゅう いっそうじゅうじつ
民について学び、理解を深めるための研修を一層充実させた。

【提 言4】地域での多文化共生の促進について

おな ちいき く たよう こくせき ぶん くてきはいけい しみんどうし たが こうりゅう あ かつ
4-1：同じ地域に暮らす多様な国籍や文化的背景をもつ市民同士が、互いに交流し合い、活
やく
躍できるまちづくりを進める。

ちいき たぶんかきょうせい かつどう かつぱつ しく つと
4-2：地域において、多文化共生の活動がより活発になるような仕組みづくりに努める。

【2011（平成23）年度の取組】

○「京都市地域外国人コミュニティ基礎調査」の実施（再掲）

○地域・多文化交流ネットワークサロンの開設

へいせい ねん がつ たち みなみく ひがしいわもとしえいじゅうたく かい ひがしくじゅうちいき とくせい
2011（平成23）年7月1日に南区の東岩本市営住宅1階にオープン。東九条地域の特性
い ちいきこうりゅう たぶんかきょうせい そくしん しみん ひら こうえんかい こうぎとう きかく
を活かし、地域交流や多文化共生を促進するために市民に開かれた講演会や講座等を企画し、
じょうほう ほんしん じぎょう じっし ちいきこうりゅう たぶんかきょうせい もくてき だんたい
情報を発信する事業を実施している。また、地域交流や多文化共生を目的とする団体にネット
ワークサロンに登録していただき、団体間の連携・交流を深めてもらう活動も行う。

○「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」の実施（再掲）

5. 京都市の外国人登録者数

国籍別 外国人登録者数

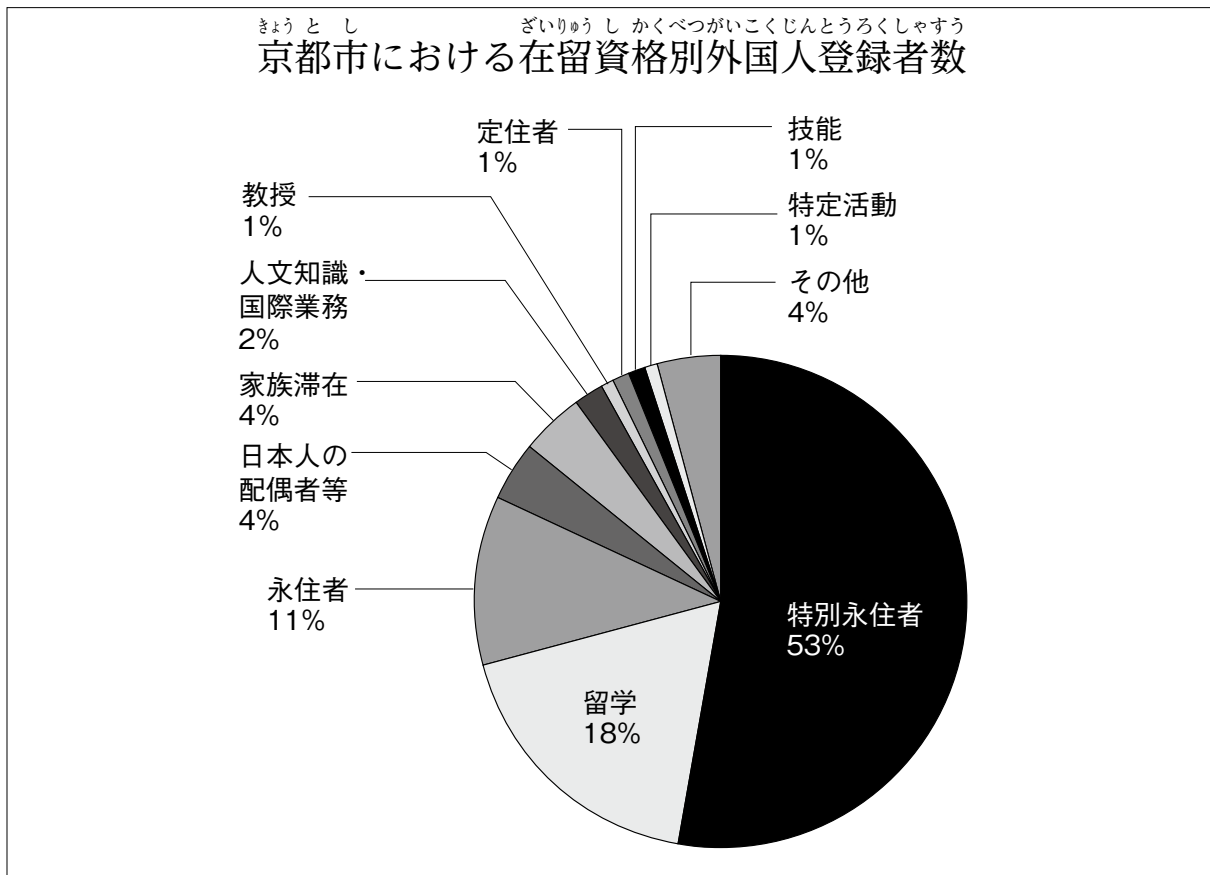
2011(平成23)年12月末現在
単位(人)

国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数
韓国又は朝鮮	24,716	ブルガリア	15	セルビア	3
中国	9,997	サウジアラビア	14	タンザニア	3
米国	965	アルゼンチン	13	チュニジア	3
フィリピン	928	チリ	13	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	3
フランス	346	ラオス	12	ラトビア	3
英国	342	チェコ	11	リトアニア	3
タイ	340	エチオピア	10	リビア	3
インドネシア	294	ボリビア	10	ウルグアイ	2
インド	242	カンボジア	9	キューバ	2
ベトナム	227	ギリシャ	9	スロバキア	2
ドイツ	212	ケニア	9	スロベニア	2
オーストラリア	210	ジャマイカ	9	セルビア・モンテネグロ	2
カナダ	205	南アフリカ共和国	9	ニカラグア	2
ネパール	165	ウズベキスタン	8	フィジー	2
ブラジル	161	シリア	8	モザンビーク	2
ロシア	140	アルジェリア	7	モルドバ	2
イタリア	101	スーダン	7	レバノン	2
マレーシア	101	アゼルバイジャン	6	エクアドル	1
スウェーデン	94	イラク	6	エルサルバドル	1
エジプト	74	コンゴ民主共和国	6	キプロス	1
ペルー	73	トンガ	6	グアテマラ	1
ニュージーランド	67	ノルウェー	6	クウェート	1
モンゴル	66	パラグアイ	6	コートジボワール	1
イラン	62	ポルトガル	6	コスタリカ	1
スペイン	61	モロッコ	6	ジンバブエ	1
バングラデシュ	52	クロアチア	5	スワジランド	1
オランダ	49	ドミニカ共和国	5	セーシェル	1
ミャンマー	44	ホンジュラス	5	ソロモン	1
メキシコ	43	キルギス	5	タジキスタン	1
スイス	41	セネガル	5	ドミニカ	1
スリランカ	36	トルクメニスタン	5	トリニダード・トバゴ	1
シンガポール	35	ザンビア	5	ニジェール	1
フィンランド	32	アンゴラ	4	バーレーン	1
ルーマニア	30	イエメン	4	パラオ	1
トルコ	27	ウガンダ	4	パレスチナ	1
ベルギー	26	ガーナ	4	東ティモール	1
イスラエル	24	カザフスタン	4	ブルキナファソ	1
ポーランド	23	カメルーン	4	ブルネイ	1
アフガニスタン	21	グルジア	4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1
ハンガリー	19	ベネズエラ	4	ボツワナ	1
パキスタン	19	マダガスカル	4	マラウイ	1
アイルランド	18	マリ	4	モーリシャス	1
ナイジェリア	18	ヨルダン	4	モルディブ	1
ウクライナ	17	アイスランド	3	ルクセンブルク	1
オーストリア	15	エストニア	3	無国籍	12
コロンビア	15	ベラルーシ	3		
デンマーク	15	オマーン	3	合計	41,200

ざいりゅう し かくべつ がいこくじんとうろくしゃすう
在留資格別 外国人登録者数

へいせい ねん がつまつげんざい
 2011 (平成 23) 年 12 月末現在

ざいりゅう し かく 在留資格	にんずう 人数
とくべつえいじゅうしゃ 特別永住者	21,720
りゅうがく 留学	7,358
えいじゅうしゃ 永住者	4,472
にほんじん はいぐうしゃとう 日本人の配偶者等	1,526
かぞくたいざい 家族滞在	1,507
じんぶん ちしき こくさいぎょうむ 人文知識・国際業務	824
きょうじゅ 教授	677
ていじゅうしゃ 定住者	674
ぎのう 技能	312
とくていかつどう 特定活動	275
その他	1,855
そうすう 総数	41,200



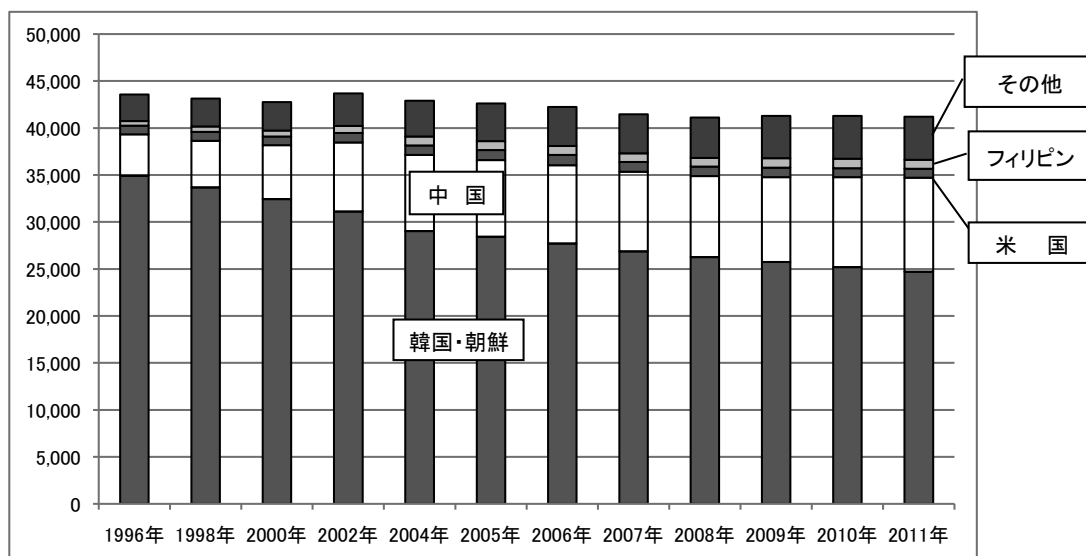
きょうと し がいこくじんとうろくしゃすう すい い
 京都市における外国人登録者数の推移

<国籍別推移>

単位 (人)

	1996年	1998年	2000年	2002年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
韓国・朝鮮	34,914	33,686	32,427	31,107	29,044	28,426	27,695	26,874	26,272	25,742	25,207	24,716
中国	4,420	4,945	5,754	7,366	8,099	8,175	8,353	8,489	8,630	9,029	9,552	9,997
米国	921	966	916	989	1,008	1,051	1,083	1,022	1,000	1,026	976	965
フィリピン	480	559	629	757	953	957	948	935	923	1,005	991	928
その他	2,830	2,970	3,029	3,480	3,793	4,009	4,179	4,143	4,298	4,493	4,563	4,594
総計	43,565	43,126	42,755	43,699	42,897	42,618	42,258	41,463	41,123	41,295	41,289	41,200

※数字は毎年12月末現在のもの



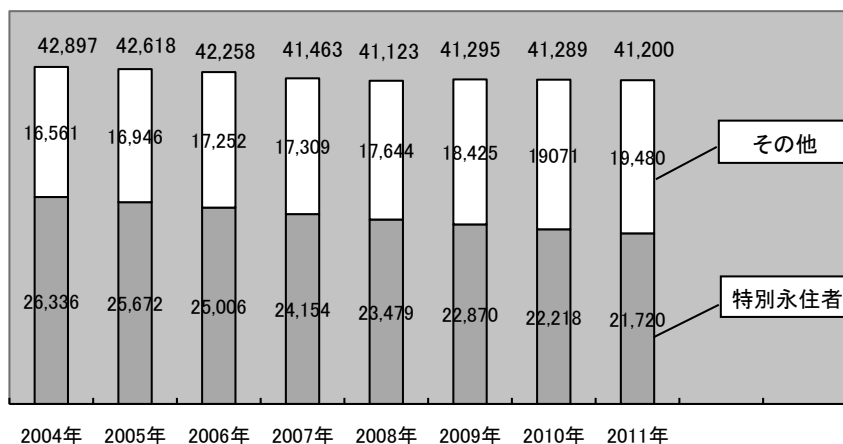
※韓国・朝鮮籍市民の占める割合は15年間で約80% (1996年) から約60% (2011年) に低下する一方で、中国・フィリピン籍市民はほぼ倍増し、その他の国籍の割合も約1.5倍以上に増加している。

<在留資格別 (特別永住者とその他の資格) 推移>

単位 (人)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
特別永住者	26,336	25,672	25,006	24,154	23,479	22,870	22,218	21,720
その他	16,561	16,946	17,252	17,309	17,644	18,425	19,071	19,480
総計	42,897	42,618	42,258	41,463	41,123	41,295	41,289	41,200

※数字は毎年12月末現在のもの



※特別永住者の占める割合は7年間で61.4% (2004年) から52.7% (2011年) に低下している。

きょうと し たぶんか し さくこん わかい い いん
 京都市多文化施策懇話会 委員

にん き へいせい ねん がつ たち へいせい ねん がつ にち
 (任期：2010 (平成22) 年4月1日から2012 (平成24) 年3月31日)

	【氏名】	【職名】
しめい いん 指名委員	お がわ のぶ ひこ 小川伸彦 かん ぎき せい いち 神崎清一 しげの あぐり 重野亜久里 とくらの よし かず 十倉良一 よしむら み わ 吉村三和	な ら じょ し だいがく ぶんがく ぶ じゆん きやう じゆ 奈良女子大学文学部准教授 (財) きやうと そうじゆ じ 京都 YMCA 総主事 (特活) たぶんか きやうせい り じちやう 多文化共生センターきょうと理事長 きやうと しんぶんしゃ ろんせつ い いんちやう 京都新聞社論説委員長 (財) きやうと うんえい い いん 京都 YWCA・APT 運営委員
	【氏名】	【国籍, またはルーツとなる国】
こうぼ いん 公募委員	きむ くあん みる 金光敏 きむ やん じゃ 金洋子 しら かわ き いち 白川喜一 おくやま こ 奥山イク子 ちん まさ お 陳正雄 シピチコ・ウリヤナ みずとり 水鳥ソフィー (ミズトリ・ソフィー)	かんこく ちやうせん [韓国・朝鮮] かんこく ちやうせん [韓国・朝鮮] かんこく ちやうせん [韓国・朝鮮] ちゆう こく [中国] ちゆう こく [中国] [ロシア] [フランス]

- しめい いん しちやう てきとう みと もの いしよく
指名委員は市長が適当と認めた者を委嘱
- こうぼ いん がいこくせきおよ がいこく し みるん こうぼ せんしゆつ
公募委員は外国籍及び外国にルーツをもつ市民から公募により選出

きょうと したぶんか しざくこんわかいせつちようこう
京都市多文化施策懇話会設置要綱

せつち
(設置)

だい じょう ほんし がいこくせきし みんとう しせい さんか すいしん こくせき ぶんか ちが こ
第1条 本市における外国籍市民等の市政への参加を推進し、国籍や文化の違いを超え
たが りかい ぞんじょう あ たぶんか きょうせいしやかい こうちく たぶんか きょうせいしざく
てお互いを理解し、尊重し合う多文化共生社会を構築するため、多文化共生施策に
かん しょうんだい ちようさ しんぎ ほんし とく かだいとう いけん の
関する諸問題について調査、審議し、本市が取り組むべき課題等について意見を述
べる機関として、京都市多文化施策懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

しよしょうじこう
(所掌事項)

だい じょう こんわかい つぎ じこう ちようさ しんぎ しちよう いけん の
第2条 懇話会は、次の事項について調査、審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) たぶんか きょうせいしざく かん
多文化共生施策に関すること。
- (2) たしちよう ひつよう じこう
その他市長が必要とする事項

そしき
(組織)

だい じょう こんわかい いいん めいいない そしき
第3条 懇話会は、委員12名以内をもって組織する。

- 2 いいん めいいない いいん こうぼ せんしゆつ もの た いいん がくしきけいけん
委員のうち、7名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験
しゃ たしちよう てきとう みと もの しちよう いしよく
者その他市長が適当と認められた者を、それぞれ市長が委嘱する。
- 3 こうぼ せんしゆつ いいん ほんし くいきない きよじゅうち ゆう また ほんし つうきん つう
公募により選出する委員は、本市の区域内に居住地を有する、又は本市に通勤、通
がく もの せんしゆつ いいん しかくおよ せんしゆつほうほう そうごう きかくきょくちよう
学している者から選出することとし、委員の資格及び選出方法は、総合企画局長
さだ
が定める。
- 4 いいん にんき ねん ほけつ いいん にんき ぜんにんしゃ ざんにんき かん
委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 いいん さいにん こうぼ せんしゆつ いいん き かげ
委員は、再任されることができる。ただし、公募により選出した委員は、1期に限
さいにん
り再任されることができる。
- 6 いいん とくてい くに みんぞく ちいきとう だいはう
委員は、特定の国、民族、地域等を代表するものではない。

ざちよう
(座長)

だい じょう こんわかい ざちよう お
第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 ざちよう いいん ごせん さだ
座長は、委員の互選により定める。
- 3 ざちよう こんわかい だいはう かいむ そうり
座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 ざちよう じこ ざちよう しめい いいん しよくむ だいら
座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じゅう かいぎ ざちょう しゅうしゅう
第5条 会議は、座長が招集する。

2 ざちょう かいぎ ざちょう
座長は、会議の議長となる。

3 こん わかい ぎ じ しゅうせき い いん かはんすう けつ か ひ どうすう ざちょう けつ
懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する
ところによる。

4 かいぎ こうかい こん わかい けつてい ひ こうかい
会議は、公開とする。ただし、懇話会の決定により非公開とすることができる。

5 こん わかい ひつよう おう かんけいしゃ しゅうせき もと せつめいまた いけん き
懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができ
る。

しよむ
(庶務)

だい じゅう こん わかい しよむ そうごう きかくきょく おこな
第6条 懇話会の庶務は、総合企画局において行う。

た
(その他)

だい じゅう ようごう さだ こん わかい うんえい かん ひつよう じこう そうごう きかくきょく
第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、総合企画局
ちやう さだ
長が定める。

ふ そく
附 則

しこうきじつ
(施行期日)

1 ようごう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成10年7月17日から施行する。

にん き とくれい
(任期の特例)

2 ようごう しこう い ごと さいしよ いしよく い いん だい じゅうだい こう きてい
この要綱の施行以後、最初に委嘱される委員は、第3条第4項の規定にかかわら
にん き へいせい ねん がつ にち
ず、任期は、平成12年3月31日までとする。

けい か そち
(経過措置)

3 だい じゅうだい こう きてい さいしよ こん わかい しちやう しゅうしゅう
第5条第1項の規定にかかわらず、最初の懇話会は、市長が招集する。

ふ そく
附 則

この要綱は、へいせい ねん がつ たち しこう
平成14年2月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、へいせい ねん がつ たち しこう
平成21年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、へいせい ねん がつ にち しこう
平成22年1月18日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、へいせい ねん がつ にち しこう
平成24年1月19日から施行する。

きょうと し たぶん か し さくこん わ かい
京都市多文化施策懇話会
2011 (平成23) 年度報告書

2012 (平成24) 年3月発行

きょうと し たぶん か し さくこん わ かい
京都市多文化施策懇話会

じ む きょく きょうと し そうごう き かくきょくこくさい か すいしんしつ
事務局：京都市総合企画局国際化推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町488番地

TEL075-222-3072 FAX075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.jp